

例 言

1 用語の定義

(1) 受診率（100人当たり件数）

ア 当該月の受診率は、当該月の診療件数を当該月末現在の老人医療受給対象者数で除して100倍したものである。

イ 当該年度の受診率は、当該年度の診療件数を、当該年度の各月末の老人医療受給対象者数の和を12で除したもので、除して100倍したものである。

(2) 1件当たり日数

当該月又は当該年度の1件当たり日数は、当該月又は当該年度の診療実日数を診療件数で除したものである。

(3) 1日当たり診療費

当該月又は当該年度の1日当たり診療費は、当該月又は当該年度の診療費を診療実日数で除したものである。

(4) 1人当たり診療費

ア 当該月の1人当たり診療費は、当該月の診療費を当該月末現在の老人医療受給対象者数で除したものである。

イ 当該年度の1人当たり診療費は、当該年度の診療費を、当該年度の各月末の老人医療受給対象者数の和を12で除したもので、除したものである。

(5) 1件当たり診療費

当該年度の1件当たり診療費は、当該年度の診療費を診療件数で除したものである。

(6) 1人当たり日数

ア 当該月の1人当たり日数は、当該月の診療実日数を当該月末現在の老人医療受給対象者数で除したものである。

イ 当該年度の1人当たり日数は、当該年度の診療実日数を、当該年度の各月末の老人医療受給対象者数の和を12で除したもので、除したものである。

(7) 制度名の略称

・被用者保険

政 管…政府管掌健康保険

組 合…組合管掌健康保険

船 保…船員保険

共 済…共済組合

政管一般…政府管掌健康保険（一般被保険者）

3条2項…政府管掌健康保険（健康保険法第3条第2項の規定による被保険者）

なお、昭和59年9月までは政管一般は政管、3条2項は日雇健康保険であつて、その性格及び従来との比較を容易にするため、3条2項に関しては別掲とする。（すなわち、平成14年9月までは健康保険法第69条の7の規定による被保険者に関して別掲としている。）

・国民健康保険

市町村…国民健康保険（市町村）

組 合…国民健康保険（国民健康保険組合）

(8) 65歳以上75歳未満の障害認定者

平成14年9月以前は「65歳以上70歳未満の障害認定者」であり、平成14年10月以降は老人保健法（以降、法という。）第25条第1項第2号の規定による者である。

(9) 一定以上所得者

法第28条第1項第2号の規定が適用される者である。

(10) 一定以上所得者以外

法第28条第1項第1号の規定が適用される者である。

2 利用上の注意

(1) 年度とは当該年の3月から翌年の2月までの期間をいう。

(2) 統計表第4表「老人医療費の制度別月次別推移」の月毎の状況は次により計上してある。

ア 診療費、薬剤の支給、食事療養・生活療養、老人保健施設療養、老人訪問看

護

保険者別医療費通知の当該月分として報告された診療費、薬剤の支給、食事療養・生活療養、老人保健施設療養及び老人訪問看護の状況である。

イ 医療費の支給等

当該月の翌月の支給決定分として保険者別医療費通知により報告された医療費の支給の状況である。

(3) 統計表各表における費用額は、医療の給付に要する費用と一部負担金等の合計である。

(4) 統計表において、合計項目の計数が各構成項目の合計値と一致しない場合があるが、これは端数処理（四捨五入）によるものである。

(5) 老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置（以降、薬剤臨時特例措置という。）が平成11年7月1日から平成12年12月31日まで実施され、老人の薬剤一部負担金は患者本人に代わり国が支払うこととされていたが、この分も薬剤一部負担金として計上している。

(6) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
計数が表章単位の1/2未満、又は比率が微小の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	—

3 上記以外の事柄に関しては、各統計表に附記した注記に留意されたい。